

# 特定不妊治療費を助成します

申問 こども子育て支援課 ☎ 6716

市では、特定不妊治療（体外受精・顕微受精）を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、県の助成を受けた人に対して、治療費の一部を助成しています。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

## 《条件》

- ・ 法律上の婚姻関係にある夫婦
- ・ 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けていること
- ・ 夫婦のどちらか一方が、青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定日から継続して市内に住所を有していること

※県の助成を受けるためには、治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること、指定医療機関において特定不妊治療を受けること、所得制限などの要件を満たす必要があります。

## 《助成額》

治療に要した費用から県の助成額（※）を控除した額と、県の助成額の3分の2の金額のいずれか低い額（上限100,000円）

※治療内容などに応じて、1回の治療につき150,000円または75,000円までを上限として助成  
（初回申請に限り300,000円）



## 《初回申請における助成事例》

治療内容など	治療期間	治療費	県の助成額	市の助成額	自己負担額
新鮮胚移植を実施した場合	約 50 日	408,100 円	300,000 円	100,000 円	8,100 円
凍結胚移植を実施した場合	約 150 日	489,134 円	300,000 円	100,000 円	89,134 円
体調不良などにより移植のめどが立たず治療を終了した場合	約 20 日	352,500 円	300,000 円	52,500 円	0 円

「女と男」がともに輝くまちの実現をめざして

## 男女共同参画

総務課広報男女参画係

☎ 6702



多様な選択を可能にする「学び」の充実  
〜社会人女性の学び〜

### 企業における学びの状況

企業における研修の実施状況は、女性が男性より低く、また、若い世代の女性の非正規雇用労働者の割合は男性より高いことから、女性の企業における学びの機会が限られている現状があります。

そのほかにも、管理職に占める女性の割合が低いのは、男性と比較して管理職として育成される対象者の数もともと少ないという問題があります。

これは、管理職などの人材育成を始めるタイミングが出産・子育てのピークと重なり、女性が出産などによる勤務形態の制約などにより管理職に必要とされている経験を積めないといった本人の能力に関わらない要因が考えられます。そのため、企業は働き方の多様化に応じたきめ細かな雇用管理や研修・人材育成のためのマネジメントに着実に取り組んでいくことが重要です。

### 再就職に当たっての学び直し

出産・育児などによって就業にブラックのある女性は、働くこと自体に対する不安が大きく、就業を希望しながらも再就職活動になかなか踏み出せないという状況があります。

こうした場合は、仕事に直結するスキルアップのための学びの前に、不安を取り除き、仕事に就くことを後押しする学びが必要です。

### 学び直しのために必要なこと

多様な選択を可能にする学びに関する調査（平成30年度内閣府委託調査）によれば、仕事のための学びに必要な項目について、女性は「経済的な支援があること」が最も多いほか、30代では「家事・育児・介護などにかかる負担が少なくなること」となっています。特に小さい子どもがいる女性は、夫婦間の家事・育児などの負担の偏りが学び直しのハードルになっています。（参照・内閣府「共同参画」）

### 学びの充実を通じた男女共同参画社会の実現に向けて

市では、女性の学び、学び直しを支援するため次の取り組みを行っています。

▼女性の活躍支援セミナーの開催

▼再就職に関する各種情報の提供

女性の皆さん、働き方が多様化する今、人生100年時代を見据え、多様な選択を可能にする『学び』を充実してみませんか。